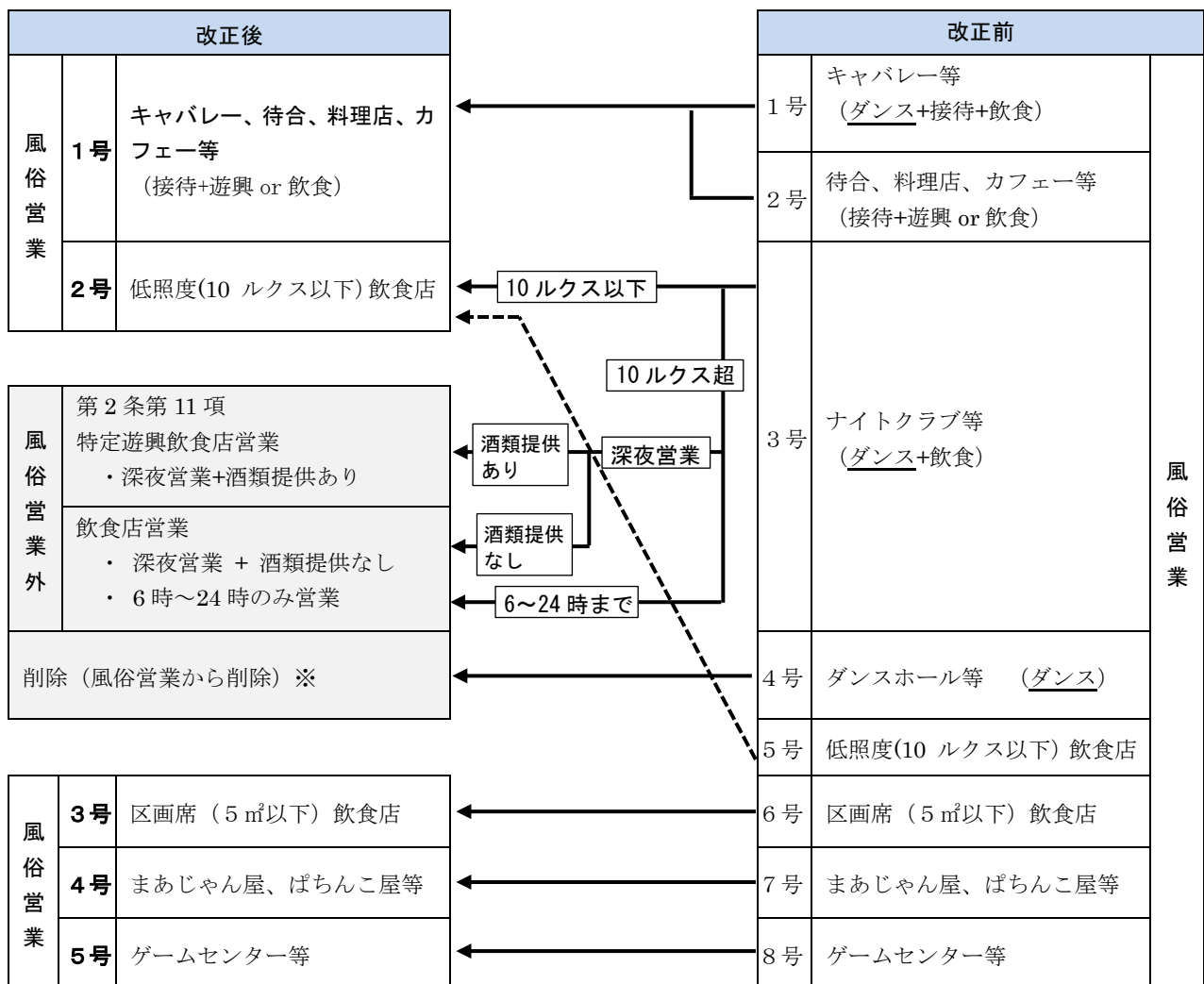


## 風営法の一部改正に伴う記載の補正について

### 1. 概要

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（以下、「風営法」という。）が一部改正され、これまで、風俗営業として規制されていた「客にダンスをさせる営業」については、ダンス文化の健全な発展の支障とならないよう、風俗営業から除外されることになりました。（平成 27 年 6 月 24 日公布、平成 28 年 6 月 23 日施行）
- ・ 風営法の一部改正により、風営法第 2 条第 1 項各号に規定される風俗営業の構成が変わりました。
- ・ これに伴い、地区計画において風営法を引用しているものに号ずれ等が生じることから、同法文との整合を図るため地区計画の記載を補正します。

### 2. 風営法の一部改正による第 2 条第 1 項各号（風俗営業）の号ずれ等（概要）



※第 4 号ダンスホールの削除については、平成 27 年 6 月 24 日に施行済。（号ずれなし）

### 3. 風営法改正に伴い地区計画の記載を補正する地区及び補正内容

#### 地区計画（再開発等促進区を定めるもの）

地区計画の名称	建築物等の用途の制限	
	補正後	補正前
咲洲コスモスクエア地区	風営法第2条第1項第4号	風営法第2条第1項第7号
湊町地区	風営法第2条第1項第1号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるものを除く。）	風営法第2条第1項第2号
此花西部臨海地区	風営法第2条第1項第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項第3号及び第4号	風営法第2条第1項第5号から第7号
中之島三丁目中央地区	風営法第2条第1項第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項第3号及び第4号	風営法第2条第1項第5号から第7号

#### 地区計画

地区計画の名称	建築物等の用途の制限	
	補正後	補正前
三国駅周辺地区	風営法第2条第1項第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項第3号から第5号	風営法第2条第1項第5号から第8号
舞洲地区	風営法第2条第1項第1号から第3号	風営法第2条第1項第1号から第6号
南堀江一丁目地区	風営法第2条第1項第4号	風営法第2条第1項第7号
大阪駅北地区	風営法第2条第1項第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項第3号及び第4号	風営法第2条第1項第5号から第7号
大阪鉄道管理局舎跡地地区	風営法第2条第1項第2号に規定する営業（設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。）並びに同項第3号及び第4号	風営法第2条第1項第5号から第7号